

令和3年度第4回 子ども・子育て支援会議  
議事録

日 時 令和3年12月21日（木）午後6時30分～午後8時30分

場 所 日野市役所5階505会議

出席者 委員 曾我部委員、佐藤委員、清水委員、名取委員、伊野委員、太田委員、  
田原委員、佐々木委員、土屋（早）委員、藤浪委員、土屋（和）委員、  
田中委員、小瀬委員、小陳委員、小林委員、中田委員、村田委員

事務局 飯倉子育て課長、木暮子育て課課長補佐、旗野子育て課係長、佐藤子育て  
課主事、萩原発達・教育支援課長、綿貫保育課長、飯野保育課係長

欠席者 柴田委員、原嶋委員、青嶋委員

傍聴者 なし

（開会）

**会 長**

只今より令和3年度第4回日野市子ども・子育て支援会議を開催します。まず、本日の出席状況、傍聴の希望の報告等を事務局からお願いします。

**事務局**

本日は、柴田委員、原嶋委員、青嶋委員の3名の方から欠席のご連絡をいただいています。また、小瀬委員は遅れて来られるとのご連絡をいただいていますので、現在の出席人数は16名、過半数を超えていることをご報告します。なお、事務局の出席者は7名です。また、本日は傍聴の希望はございません。

**会 長**

過半数の出席を満たしていますので、本日の会議は成立となります。

まず、会長挨拶ということで、簡単に挨拶をさせていただきます。前回は所用により会議を欠席し、すみませんでした。今日は後ほど子どもの人権について、私の方から少しお話をさせていただく時間を取っています。もちろん、私の話だけではなくて、みなさんから

いろいろとお話を聞いたり、あるいは、小グループで意見等を交換していただく時間になりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、審議事項の前に配布資料の説明を事務局からお願いします。

#### 事務局

本日の資料につきましては、机上に置かせていただいた4点になります。資料1「日野市立みさわ保育園民営化方針の状況について（報告）」、田中先生の講義に関する参考資料2点、「2021 手をつなごう・こどもまつり広報誌」の計4点です。

「手をつなごう・こどもまつり」は、子どもに関わる様々な活動をされている団体が一堂に会し、毎年秋に開催しているイベントですが、台風や新型コロナウイルス感染等の影響で、ここ3年間開催できていません。おまつりを楽しみにしてくれていた子どもたちへのメッセージを込めて、実践女子大学の学生さん方の全面協力のもと、この度広報誌を作成しました。中学生以下のお子さんを対象に配布していますので、ご家庭などで既にご覧になった方もおられるかもしれませんが、ぜひお持ち帰りいただき、楽しんでいただければと思います。以上、本日の資料に過不足等ありましたら、お申し出ください。

#### 会長

ここまでで委員の方から何かありますでしょうか。よろしければ次第2. 報告事項に移ります。事務局から説明をお願いします。

#### 事務局

市立みさわ保育園の民営化についてご報告します。令和元年9月にみさわ保育園の民営化方針を決定し、令和3年より民営化のガイドラインや公募要領の作成等を予定し、7月の第1回支援会議では、運営事業者公募に当たって市場調査を行う旨のご報告をしました。今回は、その結果と、結果を踏まえた対応についてご報告します。資料1「日野市立みさわ保育園民営化方針の状況について（報告）」をご覧ください。

まず、「1. 運営事業者公募にあたっての市場調査」では、今後の保育需要の見通しを踏まえて民営化実施の可能性を探る判断材料の1つとして、近隣の社会福祉法人に対し、市場調査、応募の意向を確認しました。（2）方法ですが、今年の7月13日から7月30日までの期間、近隣の133法人に対して依頼をし、保育の質を担保するために、離職率や職員の勤務年数、医療的ケア児の受け入れを積極的に行うことなどを条件に、調査を行いました。（3）判断基準では、昨今の人口減少やニーズの減少等が深刻化している見通しの中で、保育の質を担保していくという観点から、6法人以上の応募の意向があった場合

に民営化の実施を検討し、6法人未満の場合は1年先送りする等の見直しを行っていくという基準を設定しました。現在行っているたまだいら保育園の民営化の際には、応募前の説明会に4法人が参加し、実際に公募した際には2法人からの応募がありました。そこからまた状況も変化し、未就学児の減少や待機児童の減少などがあり、そうした状況を踏まえて、事業者が参入する意向が縮小傾向にあるのではないかと分析していたところです。その中で、きちんと2法人以上が参加して適正な競争を行うためには、たまだいら保育園のときよりも少し余裕を持って3法人以上の事業者から選考するのが望ましいと考え、少し厳しめの見積もりをたて、その2倍の6法人以上の応募の意向があればという基準を設定しました。

(4) 調査結果ですが、市内外の8法人から回答があり、その中で4法人が「意向あり」とのことでした。また、各法人からいただいた様々な意見・提案は「ウ. 主な意見・提案」にまとめていますが、公募にあたっての課題として、医療的ケア児の受け入れのための人員追加配置や補助金の要望など市からの支援や、「どろんこあそび」「魚のつかみ取り」などの様々な体験という民間ならではのノウハウの提案もあり、前向きな検討ができそうな内容もありました。(5) 結果としては、意向ありは6法人に満たないものとなりましたが、保育課では他の状況も分析しました。「2. 分析」の(1) 客観的事情では、出生数の減少等により未就学人口が年々減少していることが数字として明らかになっています。平成29年4月は9,400人ほど居たのに対し、令和3年12月では8,600人になり、出生数は年々減少傾向にあります。市の待機児童解消は前進を見せており、令和3年度は35人という状況になっています。また、4月1日の保育園入所の申し込み件数も年々減少傾向にあり、平成30年度は1,391人でしたが、先日、令和4年度の4月入所の申し込み数が1,127人で確定し、昨年度比で-30人と、こちらも減少傾向にあることが見えてきたところです。そうした事情を踏まえ、保育需要の減少は来年度も続くことが見込まれており、既存の保育所も定員に満たない状況もあり、将来的な保育所の運営への見通しが少し不透明な状況であることが見えてきました。今回の調査結果は、そうした法人の新規参入への慎重な姿勢が表れているのではないかと分析しました。

こうした調査や分析、状況を踏まえ、「3. 今後の対応」としては、みさわ保育園の民営化方針の再検討をさせていただければと思います。具体的には、令和6年4月からとしていた民営化の開始時期を令和7年度以降にし、その間に今後の保育需要の動向を引き続き分析し、市全体の需給バランスの調整を考慮しながら保育園全体として今後どうしていけばいいのかを検討したいと考えています。民営化方針を決めた当初からまた事情も変わってきているところがありますので、そうした状況を踏まえ、もう1度考えて決めていきたいと思っています。「4. 本件における周知・報告の対応」としては、今後みさわ保育園の保護者の方への調整も行い、ホームページなどでも公開する予定です。

## 会 長

ありがとうございました。それでは、ご質問やご意見などありましたらいただきたいと思えます。よろしいでしょうか。では続きまして、次第3. 審議事項について事務局から説明をお願いします。

## 事務局

「3. 審議事項 日野市子ども条例委員会の在り方について」です。日野市子ども条例第20条にある「子ども条例委員会の設置」について、この「子ども・子育て支援会議」において、様々な立場で子どもに関わっておられるみなさまからご意見をいただき、整理をしたいと考え、進めているところです。第2回会議では、「子どもの権利」について、それが保障されている状況、侵害されている状況とはどういうものか、イメージや考えを共有するため4つのグループに分かれて討議していただきました。第3回会議では、①第2回グループ討議の意見共有、②「日野市子ども条例」策定経緯等の概要の紹介、③他自治体における子どもの権利に関する取り組み状況の紹介、④「日野市子ども条例」周知のためのアイデアをいただきました。本日は、「子どもの権利」についての理解をさらに深めるため、会長である実践女子大学の田中先生に、その背景についての講義をお願いしました。また、お話を聴くだけでなく、質疑応答やグループでの意見交換等も通じて、理解を共有したいと思います。では、田中先生よろしくお願ひします。

## 会 長

先ほどご紹介がありましたように、今までの経緯の中から、子どもの権利についてお話をさせていただきます。私の専門というか、大学で授業しているのは教育学概論とか教育制度論、それから教育思想などですが、どちらかという私は教育思想系を分野としています。そういう中で教育制度論を受け持ったところ、その中にどうしても子どもの権利というものが入ってきます。それについては私自身も少し調べ、研究しながら授業で話をしているところもあり、今回、私としてはすごく緊張していますが、できればここで話題提供、情報提供ができればと思っています。少し肩の荷を自分なりに下ろしながら、話ができたらと思っています。今日お話することについては、みなさんの方がそれ以上に情報や知識を持たれている方、あるいはあまりまだご存知ない方など様々かと思ひます。どこに照準を合わせるかといったときに、ちょうど教育制度論の授業で子どもの権利の一部分だけですが今日話してきたところす。目の前の学生は将来保育士、幼稚園教諭、そして小学校教諭になる学生たちなので、やはり子どもたちの前に立つのであれば子どもの権利というのは大事だよね、大前提だよねという話をしてきたところす。まだ何も分からない学生たちに教えているような内容で、ここで話をさせていただいて、そして

みなさんからいろいろとご意見やご質問をいただければ、お答えできるところについては誠実にお答えしたいし、ただ私もまだ自分なりに学びを深めているところなので、もちろんきちんとお答えできないものがあれば、宿題で持って帰って次回お話をさせていただけたらなと思っています。実際に、前回の議事録も読ませていただきましたが、いろいろとお話が出ていて、それを読みながら、そこにちょっと合わせた形でもお話できるようにしてみましたので、ぜひ何か1つでも得るといえるか、新しい情報というものをお持ちいただければいいのかなということで、話をさせていただきます。

それでは、多分みなさんの今働かれている職場やいろいろなところで「子どもの権利条約」の研修を受けたり、あるいは本を読んだりしてご存知の方がいるかと思いますが、本当に通常の話させていただきます。「子どもの権利条約」は、1959年11月20日に国際連合総会において、まず「子どもの権利に関する宣言」というのが採択されることから始まります。このときは条約としての法的拘束力を持たず、子どもの権利を実現するには足りなかったと言われていました。実際に条約となると法的拘束力がありますのでかなりそこに力が加わるわけですが、この場合にはそうでもなく、子どもを保護の対象として大切にしていこうという共有認識を持ったということです。だから、ある意味呼び掛けにとどまったということでもあります。

この30年後、30周年を記念して1989年11月20日に、国際連合は「子どもの権利に関する条約」、この後からは「子どもの権利条約」と呼ばせていただきますが、これを全会一致で採択します。この「子ども」とするか「児童」とするかは、後ほどお話をさせていただきます。ここを政府は「児童」としていますが、「子ども」というのも出ていますので、それも少し説明したいと思っています。この条約は、2度に及ぶ世界大戦で多くの子どもが犠牲になったという反省に基づくと言われてはいますが、このような人的危機を経験して、国際的合意として、1989年に「子どもの権利条約」というのが実を結んだということになります。当然条約になりますので、宣言より強制力のあるものになります。世界的にこれが結ばれていくのですが、ポーランド政府が中心になったということが、いろいろな書物にも出てきます。ポーランドはいわゆるユダヤ人迫害のためにナチスドイツが一番に占領したところで、戦火にまみれた大変な国だったわけですが、大人たちもそうですが多くの子どもたちも犠牲になっており、ポーランド政府がかなり意を強くして、ここで条約にしよう、こういう内容で、というのを伝えたということです。

コルチャック先生という方をご存知でしょうか。映画にもなっていますが、いわゆるユダヤ人の医師で、「孤児たちの家」というところの院長になり、子どもたちと関わって、子どもたちの権利を認めていく、そして繋がりを持っていきます。この実践が非常に素晴らしいということで、コルチャックの伝記や映画もあって、本学の社会福祉の先生などは、その映画を学生に見せています。子どもを保護の対象としてだけではなく、これも大事だと思っただけでも、権利の主体として尊重するということが描かれています。保護の対象というだけでなく、子どもに権利があるというところ、これは私たちにはなかなか分

かりにくいところですが、1つの映像として見えてくる。そうすると学生たちはそこに非常に共鳴します。前回の議事録を見ますと、「どんな取り組みをしていけば子どもたちや大人たちに子どもの権利が見えてくるか、分かるか」ということをみなさんと話し合われていましたが、このコルチャックなどの書物を読んだり、映画を上映したりすると非常にいいのかなと思いました。ポーランドは、コルチャックの精神を条約の中に入れたとも言われています。

次に、我が国はどうだったか。日本では、1994年に「子どもの権利条約」を批准することになります。批准すると国内法と同じような位置になってくるということで、この条約を結ぶと締約国という言い方になりますが、世界で158番目の締約国になります。これをもっと調べていくと、1990年に109番目に署名はしています。先進国と言われながら、この「先進国と言われながら」という言い方も実は固定観念というか先入観が入っていることにもなるかと思いましたが、日本は遅かったわけです。109番目に署名しながら、4年後にやっと批准するということになります。

現在、締約国の国、地域は196にのぼっています。これはネットを見ればいくらかでも情報が出てきます。ネットなどは真偽が分からないところもありますが、ユニセフのホームページだと非常に分かりやすく出てきますので、ぜひ見ていただくと分かりやすいと思います。1番遅かったのはソマリアという国でした。196の国と地域ですが、1つの国だけまだ批准していません。今日たまたまこの話を授業でしてきたのですが、「1カ国だけしてないよ、どこか分かる？」と学生に聞いたら、しーんとしている中で1人だけあてずっぽうで言った子がいました。「ア」からいこうと思ったのでしょうかね、いきなり「アメリカ」と言ってくれました。アメリカなんですね。人権の国と言いながら、アメリカだけが批准していない。ただ、署名はしています。署名はしているけれども、批准していないというところで、これもなぜ批准していないかという理由も、ネットを開くと詳しく出てきます。いろいろな解釈があるみたいですが、ただ事実として、アメリカが締結国には入っていないということです。

大事なのは、「子どもの権利条約」を批准・公布することは、国内法として自動的に効力が生じると、もうそこから力が加わることになるということです。こういう国際的な条約は批准すると他の法律よりも優位な法的効力を持つ規範として位置づけられますので、最高位の日本国憲法のすぐ真下にあるということ、それ以外のものはもっと下になるということです。これから説明していく中で、「子どもの権利条約」は、本当は私達が常日ごろ理解して、身をもってというか身近に感じておくべき条約なのではないかということ、少し経緯をたどっていくと分かりやすいかなということで、最初に説明をさせていただきました。私の説明はオリジナルの部分もありますけども、今回お話するにあたっては、私が教育関係、領域の者だからということもありますが、教育学の面と教育法学、それから憲法学者の文献などを用いながら紹介しています。ただ、その辺が微妙に違ったりすることもあります。

今の解釈では、「子どもの権利条約」を日本国憲法に次ぐ指導原理として捉え、踏まえることが重要になってきていると言われています。けれども、そこまで私たちが意識できているかというと、なかなかそうはいっていない状況があるのかなというように思います。

今度は権利条約の内容と特徴ですが、条約は前文と本文 54 条から成ります。これは手元にあった方が分かりやすいと思ったのですが、すごい量になるので、ネット検索などをしていただくと出てきますので、ぜひ見ていただければと思います。前文は、「子どもが、人格の全面的かつ調和のとれた発達のために、家庭環境の下で、幸福、愛情、および理解のある雰囲気の中で成長すべきことであることを認め、子どもが、十分に社会の中で個人としての生活を送れるようにすべきであり、…とくに平和、尊厳、寛容、自由、平等および連帯の精神の下で育てられるべきであることを考慮し、子どもに対して特別なケアを及ぼす必要性が…」と、こういうふうになります。そのときにこの下線を引いた部分、ここは憲法学者も教育学者も重視しているところで、ここも含めて読み取れるのは、まずはこの権利条約というのは子どもの権利とその保障について、包括的に体系的に規定しているということです。包括的、全体を包み込んで、体系的に決めている。その中で何かというと、子どもの生存、発達、保護、参加の 4 事項を軸に、これらの諸権利を包括的に保障する。少し難しい文言が並んでいるように見えますが、包括的に保障するとありますが、生存、発達、保護、参加は、「日野市子ども条例」の中の「生きる権利」、「育つ権利」、「守り守られる権利」、「参加する権利」という部分です。子どもの真の幸福というのは、生存、発達、保護、参加に関する事項のいずれかが欠けても実現しないだろうということで、この 4 つは大事だということです。だから「日野市子ども条例」でも、他の自治体のもいくつか見ましたが、この 4 つは「子どもの権利条約」から取り出して、非常に強調しています。当然、ここに書かれなくても、子育ての職場やわが子を育てるにあたって、子どもの生存、発達、保護、参加といったことは非常に重視されるべきことなので、権利条約も同じ目線で言えば、これらを重視しているということです。子どもの人権の全面的な擁護を、原則として成立させているのが、子どもの権利条約です。つまり子どもの人権というものを全面的に守っているものです。擁護というのはいくつか意味を持っていますが、守ることを原則としているということになります。今回、いくつかの文献をまた改めて読みましたが、必ず出てくるのはこのことです。「子どもの権利条約」は、「すべての子どもが愛されて育つ権利」、「すべての子どもが自分らしく幸福に生きる権利」というものを説いています。これらを享受しながら、享受というのは生まれながらにもっているという意味ですが、生まれながらにしてすべての子どもが愛されて育つ権利もあるし、誰もが自分らしく幸福に生きる権利というのを持っている。それを権利行使の主体、この言葉がこれからよく出てきますが、これは子どもがその権利を行使する、そして主体、その主人公になるということです。主人公として成長、発達するために、子どもには特別な保護が必要である。この部分、子どもがこの権利を行使しながら、成長、発達する。だ



けどそのときには、特別な保護が必要であると、こういうふうになっているわけです。特別な保護というのは、実は私たちが子どもに対してしていることのうちの全てではない。いくつかが保護になっているというのはありますが、そういう中で、「子どもの権利条約」での「子ども」とは何なのかということです。

権利条約での子ども、いわゆる児童となっていますが、これは18歳未満の全ての者ということになります。これは権利条約の1条に書いてあります。そして、他の条例なども18歳です。日本政府訳では、この「Convention on the Rights of the Child」のChildを、「児童」というふうに訳しています。この「児童」でいいのかということですが、もちろん政府訳ですから、法律関係の本を見ていくとそのまま「児童」というのが多いです。ただ、保育とか教育関係の書物、なかには法律、法学でも「子ども」にしています。学校教育法で「児童」というのは小学生になります。小学校は児童会であり、時々生徒会と言ってしまう場合もありますが。小学生は児童で、中学生、高校生は生徒、大学生には学生という呼び方があります。児童福祉法では、満18歳に満たない者です。母子及び寡婦福祉法では20歳未満です。道路交通法では6歳以上13歳未満となります。少年法は20歳とされていますが、14歳で捕まるかどうかとかそんな話が出てきますけど、少年法の場合は少年という言い方をしています。要するに国内法では児童の年齢は統一されていない。児童という言葉が、保護の対象としての子ども観に立脚している部分がある。保護の対象ではなく権利行使の主体として捉えるということになると、「児童」という言葉よりも、「子ども」だろうということです。ただ、他国は結構、一つに法律で決まっている言葉があるのですが、日本の場合は「児童」というだけでこれだけ法律で統一されていないところが問題というか、統一感がないということです。中には「子ども」という言葉に非常に情熱を感じて、「児童」よりは「子ども」の方が良いという考え方もあるかと思えます。そして、この「子ども」という字は、多分、今後も話し合いをするときに出てくると思っています、参考に文献をお持ちしました。私は、今は大学にいますが、その前は短期大学の保育科や幼児教育学科に勤めており、そこでは、「子供」という漢字を「子」と「供」の両方漢字にする方や、ひらがなにする方など、いろいろな先生方がいました。みなさんもいろいろな考えがあるかと思うのですが。「田中先生それは違うよ。いわゆる両方漢字ではない。子どもは供え物でもないし仕えるものでもないから。」と言われたのが20~30年前です。実は、こういう運動をした「日本子どもを守る会」というのがあり、子どもというのは供え物ではないから「子」は漢字にして「ども」はひらがなにするべきだとありました。私の結論として、お伝えしておこうと思ったのは、どういう自分の感性で子どもをどう捉えてもいいのですが、やはりどこかで冷静で客観的に物事を見ていくというのは必要で、それでいろいろ決まってきたら情熱を持っていろいろと広めていくというのはありだと思っています。この参考文献は、漢字、漢文に詳しい方が書いていて、これをかなり前から私は授業で使っていますが、専門の国文学の教員に聞いてもそうだという折り紙付きです。最近はいくつかのテキストでこの文献を載せていて、「子ど



も」というのはどう使ってもいいのだということを言っています。ただ、否定しているわけではなくて、実際こういうことも含めて、「障がい」という言葉もどういう漢字を使うか、どういう表記をするかということも大事だと思うのです。だけど、そこはやはり冷静に客観的に見ていくということ、例えばいろんな会議があると思うのですが、ここではそういうふう言葉を見つめていくということも大事かなということで、一つの提案として話をさせていただきました。

「子どもの権利条約」の内容ですが、これについては何を一番に一般原則としているかというと、「差別の禁止」「子どもの最善の利益の確保」「生命・生存及び発達の権利」「子どもの意見の尊重」の4つなのです。「子どもの最善の利益」というのは前回の議事録にもありましたが、非常に重要でキーワード、センテンスになっています。どの文献を見ても、この4つが出てきますが、この4つが条約を支える4本の柱とされています。他にも市民的権利や家庭環境に関する権利、教育や福祉の権利などがあります。もちろん、どれも大事だと思います。教育や福祉の権利も非常に大事だと思います。だから、特別な保護を必要とする子どもである難民やマイノリティ、それから先住民の子ども、障がいのある子ども、法に抵触した子どもの権利といった、こういったことも出てきます。

「子どもの権利条約」の特徴としては、子どもには特別な保護が必要であるということが出てきます。これは単なる保護の対象としてはみなしていないということで、それよりも、子どもを権利行使の主体として捉えていたということです。これはどういうことかという、子どもには大人と同様に市民的自由があると、つまりその市民的自由が子どもにも認められるべきことを定めています。権利条約の12条で、締約国は自己の見解をまとめる力のある子どもに対して、その子どもに影響を与える全ての事柄について自由に自己の見解を表明する権利を保障する。その際、子どもの見解がその年齢及び成熟に従い、正当に重視されるとあります。これは非常に重視されている部分です。実は、いろいろな資料を見たときに、少し違うのではないかとと思われるところがあります。意見表明権と言いますが、実際にはオピニオン (opinion) ではなくビュー (view) という単語で、これは「意見」よりも「見解」の方が良いのではないかということです。どういうことかという、例えば意見だったら、誤解を恐れずに言うならば、障がいがある子どもから意見が出てくるのかということがあるかと思います。でも、ある意味、その意見ではないけども、その見解として、自分の思いとかそういうものを何かで表現できることはできるのだろうと。もっともこれを研究ベースにしている人もいるのでうまく言えないのですけれども、一般的には意見表明権という言い方をしていますが、これは意見よりも見解ではないかと言われています。これはいくつかの文献にも載っていることです。意見表明権は子どもの参加権や自己決定権に繋がるものです。意見表明、これは大事で、それがいろんな仲間を作ってそこで考えを出す。例えば LGBT、性的マイノリティです。みんなからいじめにあったり、おかしいと言われてたりする。でも、そういう子どもが仲間同士で集まってそこで情報交換して、それを意見として出す。なかなか難しいことだと思うのですが、

そういうことを含めて参加権とか自己決定権と繋がっていくという意味合いです。子どもが権利行使の主体として成長・発達していくためには、子ども自身の思いや願いを大人に受け止めてもらいながら、自分の意志で人生を切り開いていく、経験を積むことが重要になってくる。これは別に権利条約の一文ではないです。いわゆる子ども自身の思いや願いを大人に受け止めてもらうということは、これを大人に伝えていく、表明していくということです。それによって、そういう経験、そこで自らの意志で人生を切り開いていく経験を積むことが重要になってくる。

これはある研究者から、「子どもの権利条約」から、読み取ったことなのですけど、その時に、大人には子どもの最善の利益を確保する上で、子どもの思いや願いに耳を傾け、応答することが求められる。一旦ここで最善の利益は何かというのは保留にしておいて、つまり大人には、子どもの思いや願いに耳を傾け、応答することが求められ、これはもう通常のことだと思います。このような子どもの権利を保障する、第一義的な責任は誰にあるのか。何よりもまず親に課せられるということ、を、「子どもの権利条約」では謳っています。そして、次に国家が親の責任や義務を援助し、子どもの権利を実現していく責務を持っている。なので、まずは親、そして国家もということになります。これを違う視点で見ると、締約国として、条約として、国としての実施義務という言い方をしていますが、条約でも書いてあります。その管轄内にある子どもひとりひとりに対していかなる種類の差別もなしに、この条約に掲げる権利を尊重し、かつ確保する。あるいはこの条約において認められる権利の実施のためのあらゆる適当な立法上、行政上及びその他の措置をとると、こういうふうにあります。ここから読み取れるのは、締約国である我が国は、本条約を具現化するために、積極的な立法、法を作っていく、政策を行う、そして予算措置を図る必要があるということです。それから締約国には、国際協力を通じて、世界中の全ての子どもの権利を保障していく努力が期待される。日本であれば、ただ我が国だけのことではなくて、他国のことも考えていくということです。だから自分の家だけじゃなくて地域とか、あるいは日本全体あるいは他国もということ、難民のこともそういうことです。

次に、我が国における子どもの権利保障としては、日本の社会では、「子どもの権利条約」の理念が十分に浸透しているとは言いがたいです。これはもう誰に言わせても、法学者、憲法学者、教育学者などの文献を見ても一致していて、子どもの権利をめぐる状況は悪化しているということです。ある教育学者が、子どもの権利の前に、人権ということであると、子どもの人権そのものがまず悪化しているのではないかと言っています。人として生きるということができづらくなっている。だから、権利のことを言っている場合じゃないぐらい、これは途上国もそうかもしれないけれど、我が国においてもそうだろうというふうに言われています。政府の姿勢、法制度の現状から、「子どもの権利条約」の理念を正しく認識し、誠実に実行しようとしていない状況にある。実際には締約国の努力義務として、国は子どもの権利を国家の責任として保障し、子どもの権利に対する理解を社会全体

に浸透させるとされている。そのあたりはみなさんどうお感じになられるでしょうか。例えば、地方自治体においてやられていることは多いでしょうし、国がやっていないわけではないだろうけれども、社会全体に「子どもの権利条約」を浸透させるに至っているかという、まだまだではないかと感じられるのではないのでしょうか。

ここで教育学と法学の2つの面から改めて子どもの人権・権利を考えてみると。教育学者から、人権・権利と言うと、あるいは聞くと、堅苦しい、難しいという意見がありました。ではどうしてそうなったかという。日常会話の中でも、権利を主張するなら義務を果たせ、というような言葉が飛び交ったり、あるいは義務を果たさなければ権利は認められないといった意見もあるということです。権利を主張することをわがままや甘えとみなし、もっと我慢しなさいと言うことは誤解や偏見に過ぎない。私達に必要なのは、人権・権利の意味や意義を正しく理解する必要があるということです。意味というのは内容です。意義というの分かりにくいので、必要性というふうに置き換えても良いのかなと思います。

子どもの人権・権利とは何かという、ここは本題というかメインになってくると思うのです。人間ならば誰もが生まれながらにして当然に持っている権利。誰もが生まれながらにして当然持っている、あるいは等しく、みんなが持っている。人間が人間であるという理由のみで保障されるべき権利。権利の中でもいろいろな権利があるけども、人が生まれながらに有し、奪われてはならない権利が人権だと。このような定義がなされています。これらの定義に通底するものは、いわゆる人間としての権利です。持っている当然という権利。私達は、生まれたときから権利を持っています。どこにも書いていないわけですが、当然認め合いながらみんなが持っている権利。生まれながらにして誰もが持っているもの。国家によって与えられるものではない。義務を果たさなければ認められるものでもない。このような考え方は、人類が長い歴史において創り出し、獲得してきたものであり、人類の財産ではないかということです。

人権や権利獲得の歴史というのは、近代の人権思想で、私達の先人たちが自由と平等において求めてきたものです。そこで、自由と平等を求めながら戦争をしてきた。けれども、最初から持っていたと言っても、まずはこの地球上で見ていくと、白人が権利を握っていました。白人である男性です。女性や子どもの権利というのは、もう後の後になります。また、そういう中でも富裕層の大人がその権利を有していた。これを対立・対比して考えると、有色人種、黒人とか黄色人種より白人。女性より男性。貧困層に対して富裕層。子どもの権利なんてない。歴史的に言うと、フランス革命あたりのジャン＝ジャック・ルソーという人物をご存じでしょうか。ルソーなどが、「子どもの発見」というような功績を挙げて、そこから子どもを子どもとして見る、子どもを一人の人間、一つの人格、一つの命として見るということをしてきた。そこから始まっているのかなと思います。ここで、人類の先人たちは人権の意味を豊かに発展させながら、より自主的な保障をしていく仕組みを作り上げてきたのです。

法学者が言うには、教育も法も、いわゆる人権や権利というものを人々になかなか理解してもらえない状況があるといます。法の中の人権、あるいは法というところから見ると、上から押し付けられて冷たく堅苦しいものと思われています。法律の条文は淡々としていて味もそっけなく、その解説についても抽象的で、形式的である。だけこの人権や権利ということを含めて、今回は条約ですが、法律というものは何なのかということです。ここでは法の話になりますが、背景には痛ましい事件や事故、あるいは社会問題に苦しんだ人々がいる。未来の人々が同じような苦しみをしなくていいようにと願い、そのため、必要なシステムを考えた人々がいる。そして大事なものは、法律は過去の失敗のリストなのです。つまり私達は、人々を戦争で失ってきた。殺してきた。子どもたちは戦火の中で犠牲になってきた。そういうことを繰り返さないための必要な権利と手続きを示した文書が、法律であり、その中に権利や人権を書き込んでいるということです。法というのは堅苦しいから、「子どもの権利条約」も堅苦しく思えるけれども、そこには過去の失敗を繰り返したくないという思いがあるのだということです。「子どもの権利条約」と掲げると、「条約でしょ」、「法でしょ」とすぐに距離感を持ってしまいますが。少し距離があるというのであれば、この部分を理解してもらおうと違うのかなと。子どもの権利をめぐる法理論、法体系を見れば、子どもがどのような危険に晒されているかが見えてくるということです。

子どもの権利のための枠組みとしては、子どもも一人の人間であるのだから、当然ながら条約や憲法で保障されます。全ての権利を享有するにもかかわらず、国際的、国内的に子どもの権利保障のために特別な枠組みが作られているというのはなぜか。これは先ほどの、なぜ子どもだけ保護しないといけないのかということに繋がってくるわけです。条約の前に宣言がありますが、その宣言の2条に、特別な保護を受けるとか、児童の最善の…とありますが、ここからは2つのことが読み取れます。子どもは自らの身を守り、生活を営む能力が低いと。子どもの能力が低いというのは可能性がないとかそういうこと言っているわけではなくて、当然、子どもですからまだ営む能力が低い、あるいは全くないこともある。子どもならではの「特別の保護」を受ける必要がある。保護とか援助とか、子どもが生まれてきて、その子どもの命を守ることから始まるのは当然のことなので、これは何も能力がないと言っていることではないです。生物学的な理由でもあります。2つめとして、子どもは自律的な個人として生きる能力を身に付ける途上にある存在であるため、「成長する」主体として尊重されなければならないということです。こういうことから、法的な言い方としてはおもしろいなと思うのは、子どもの成長のために与えられる機会、それを教育や保育と呼ぶのです。みなさんの中で教育・保育というのはそういうものに携わっているともっと違う見方をされると思いますが、この条約から見えていくと、子どもの成長のために与えられるその機会、時間や場所ということも含めて、それが教育・保育ということだろうということです。



次に、子どもの意思と最善の利益ということで。子どもの特徴として、「特別な保護が必要で、かつ、成長する」存在が子どもである。子どもの権利を考える際、大人の権利とは異なる考慮が必要となる。法の一般原則からすると、権利の行使は、当人の意思に基づいて表現・実現される。これは例えば、表現の自由の中でみなさんが何かを表現したいというときは、自分の意思によるものです。人にやらされるものではない。ただ、子どもの場合は、時に当人の意思に反する形で、あるいは意思とは無関係に実現されることがある。どういときかという、例えば、子どもの保護とか教育を受ける権利で考えると、すべてを当人の意思に任せるのが不適切な場合がある。例えば、遊んでいて、これは危険な遊びだとこちらが思って止めることがあると思います。子どもの意思に任せていると、命の危険が出てくる場合というのは、当然、止めることができるということです。道を歩いていて、道路の真ん中を歩き始める、これは危ないなと思ったらちょっと端に寄りなさいと言うとか、止めたりする。そんな難しいことではないです。

それから教育も同じように、この保護と同じ意味合いで、教育はその性質上、子どもはそれまで知らなかった世界、つまり知識や技能、事柄、事象などを知る機会がある。受ける教育内容を自ら決めることはできない。つまり、こういうことを勉強したいからというのはあるでしょうけども、例えば、小学校での算数と国語での学びというのは、自分は勉強したくないと言っても、だけど教わってみると楽しかったり、使えるようになったりと、子どもの意思は大事けども、でも子どものことを考えた場合に、それは学ばせた方が良くということも出てきます。独りよがりではいけないけれど、そういうことが出てくる。そこで考えられるのが、「当人の意思」という原理に基づかないとしたら、保護や教育の権利は、いかなる原理によって保障されるのか、ということになります。これはいわゆる保育士などを見ていると、子どもの最善の利益の実現という原理になる。子どもの権利を保障する主体は、何が子どもの最善の利益かを考慮し、それを実現するための保護と教育を実施しなくてはならない。この場合、行き過ぎとか独りよがりではいけない、ひとりひとりの子どもの最善の利益、この子にとってそれがどういうふうに使われるのか、生きてくるのかということを考えて実施する。そこが当人の意思に基づかないということだろうということです。常に普段から私達が行っているところではあります。ただ、そこにまたこちらからのアプローチの程度の問題があったりして、問題化されています。権利・条約は分析が色々できるのですが、そこから代表的なものだけを取り上げました。「子どもの権利条約」を見ていただくと色々あるのですが、その中でこういうもの、あるいはみなさんの職場でも少し関わってくるものを少しピックアップしたいと思います。

個人としての尊重と差別の禁止、子どもは年齢にかかわらず、一人の立派な個人として自律的な個人として尊重されなくてはならない。つまり、個人としての尊重と差別の禁止というのは、人権保障の根幹にあることです。人種や皮膚の色、あるいは性別などで差別はしないとか。子どもは「生命に対する固有の権利」を持っている存在で、子どもを個人として尊重するということです。国に対する措置というのは、国家の管理の便宜や社会の

慣習の押し付けのためでなく、子どもの最善の利益を実現するものと位置づけられる。立法・行政という話を先ほどさせてもらいましたが、そういう形で押し付けるのではなくて、その国とかその地域の社会の慣習を押し付けてこうなさいではなくて、その立法とか行政とか、いわゆる家族も子どもの権利を尊重して、そこでそういった措置を行っていくべきだということになります。子どもの保護に関する権利というのが、そこを見ていただくと、こういうものがあるのだというのが見えてくるかと思います。ただ、「子どもの権利条約」は多岐にわたっていますので。例えば、麻薬などの薬物汚染にさらされない権利があります。この目線は、子どもの権利というと小学生、あるいは幼稚園、保育園の子どもと言ったら、それはないでしょうねというところですが、高校生とかその上で、日本でも稀ですが事件はあります。目線、視点がやはり常に目の前の子どもに合わせるのはいいのですが、もっと18歳までというのと、それから他国ということも踏まえて、国関係なしに、我が国においても起こりうることは様々出てきます。経済的な搾取をされないとか性的な搾取をされない、誘拐、人身売買など、日本でもこれに類することはいくらかでも出てきているということです。

あとは、自律的な主体へと成長するための教育への権利ということです。こういったことも保障されているということでお読みいただければと思います。具体的なものとしては、「子どもの権利条約」では教育の機会均等を保障しています。これは憲法でも保障されていますけども、子どもへの教育はただやれば良いというものではないと細部にわたって規定しています。児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、それから自己の文明と異なる文明に対する尊重、例えば、我が国にいる外国にルーツをもつ子どもたちのこととか、そういったことを踏まえていけば、これからも当然大事だなというのが見えてくる。そして、このようなことだけではなく、教育を受ける権利がいくつかあって、それと共に休息・余暇・レクリエーションを求める権利も保障しています。非常におもしろいというか、先を行っている部分も権利条約にはあるなと思います。

国連子ども権利委員会というものがあり、そこが勧告を行います。私達が自国の子どもの権利条約の実施状況はどうかと見る前に。日本政府は報告をしています。国連子ども権利委員会に。報告すると、子ども権利委員会が締約国からの報告を受けて実施状況を審査・検証し、総括所見が示されて、その中には今後の課題、必要な措置への提案、勧告などが出てきます。それを見ても非常に面白い。日本は進んでいるとは思えない部分もあるけど、でもそれなりにやっているのかなと思いきや、緊急の措置を取らなければいけない分野に、差別の禁止、子どもの意見の尊重、体罰などが挙げられている。体罰・虐待においては、日常的に出てきます。そして、この委員会 CRC は、民族的マイノリティが、外国籍児童などの周縁化された集団の子どもに対する社会的差別が、根強く残っていることを懸念している。我が国のマイノリティとか外国籍の児童、小学校、中学校などの外国籍の子どもたちがどう学べるかというところで、差別が起きているということです。それから、依然として自己に関わるあらゆる事柄について、自由に意見を表明する権利が

尊重されておらず、我が国においては、意見表明ができない子どもたちがいる。この国連子ども権利委員会から、子どもの意見が正当に重視されるように確保することを促されています。それから最後は、学校における体罰の禁止が効果的に実施されていない。加えて、家庭や代替的養育現場における体罰が法律で全面的に禁止されていないことについても懸念を示しました。学校教育法の11条で、小中高で懲戒権というものがあり、体罰は禁止になっています。それ以外のところで、例えば、家庭で体罰、虐待を注意したときに、それは躰のつもりだというふうに答えられる。そういうところでなかなか入り込んでいけなくて、いわゆる他国においては全面的に禁止と法で決めているところもあるけれども、日本においてそれはされていないので、そこは非常に懸念を示されているということです。

これらを通していくらでも大事なことはあると思いますし、みなさんもあるかと思いますが、1つ思ったのは、子どもの権利を考える上で重要なことは、権利侵害があまりにも一般化しているということです。特に我が国においては、大丈夫そうな気はしながらもそうではないのだということです。それを権利侵害と認識することは難しいです。いわゆる常に行ってきちゃっていることなので、権利侵害というふうに認識しようとしないうということがあるかもしれない。あるいは、人権教育というものが行われて、その成果が上がっているかどうかということもありますが、それができていないところで認識されていないこともあるのかなと。ここはもう本当に、偉そうなことを言えるわけではなく、謙虚に受け止めながら、どうしていけば、こういうことは良いのかなということ、今回まとめていて考えたところです。

根本的に「子どもの権利条約」というのは、生まれる環境を選べない子どもが、どこで生まれて、どこで生活しても、一人の人間として成長していくために必要な権利ということを示している。少しかいつまんで情報を見ても、やはり生まれる環境を選べない子どもがどこで生まれても、どこで生活しても一人の人間として成長していくために必要な権利が明示されている。実際に、この権利条約は、理想を定めているものではない、理想を追っているわけではないと言われてます。それよりも、子どもが現実に直面している問題を権利の視点から解決していく、ルールを定めているといったところです。これは理想を追っているわけではない。だから、私達も理想で語りすぎるのではなくて、いわゆる法律は理想がまとまったものと捉えがちですが、それよりもこの権利条約は本当に子どもが現実に直面している問題を権利の視点から解決していくルール作りなのだ。そういう視点で見ると、ルールを作り、その後ルールになったらみんなと共有して、あるいは前回の議事録にあったように大人の振る舞いからそういうことをなくしていけるということも含めて、解決していくルールができるのかと思うのです。

最後に、権利条約は開発途上国のルールだと思っている人が多いのですが、そうではないのです。途上国も発展した国も含めてこれを作っているわけで、どちらかというと権利条約は途上国のルールだとなかなか難しいし、それはある意味甘えとかわがままだとい



う言い方になったりしている。そのあたりをどうやって取り去って行くことができるのか。それは国もやらなければいけないことだけど、子どもに関わる私達がどうしていけばそのバイアスというか偏見や先入観を取り払っていけるかということです。そのあたりは、私自身も具体的に取り払うというやり方を、ここでみなさんとグループごとで話し合うことができたなら、また具体的なものあるいは理念的なものも見つかるのかなと思っています。また、みなさんとお話する機会があれば、提示できたらと思っています。ありがとうございました。

#### 事務局

田中先生ありがとうございました。実は私も思っていたことがあるのですが、先生の話聞いて、ちょっと気づきがありました。みなさんもそういうことがあるのではないかと思いますし、でもまだモヤモヤしていることもあるかもしれない。せつかくの機会ですので、まずは質疑応答など、「ここに気づきました。」や、もしくは「まだちょっと分からないのですが…」というご意見があればぜひ遠慮なくお話いただければと思います。せつかくの機会なので、グループでの意見交換の前に何かありましたらご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

#### 事務局

なかなか皆さんも考えがまとまらないかと思いますが、1点だけ私の事例をお伝えできればと思います。国の流れで子ども庁が作られ、子ども基本法が作られるというような話を、別の会議の場でしました。この話をしたとき、私は子ども基本法は本当にいるのかなと実は思いました。子どもの人権というのは、大人の人権を適用すれば十分なのではないかと、正直思っていました。けれども、今日先生の話聞いて、それでは足りない、子どもには特別な配慮が必要だということを知って、そうか、と思いました。

というような気づきがほかにもいくつかありますが、言いすぎるとみなさんが発言できなくなってしまうかと思いますが、一例としてご紹介しました。このようなご意見や感想があれば共有できたらと思いますが、いかがでしょうか。

#### 委員

お話ありがとうございました。すごくおもしろかったです。子どもの最善の利益というのが私としては初めて聞いた言葉で、そこと子どもにはやはり教えなければいけないこととかがある。子どもがこれを学びたいと思っていなくても、教えなければいけないというものもあるというのが、すごく納得がいきました。でも今すごく難しいのは、そういう

当たり前前に小学校とかで学ぶことをそのまま受け止められない特質の子どもとか、色々な特性でそういうのがだんだん今見えてきている状態で、その子にとっての最善の利益は何だろうというのをどうやって見つけていったらいいのだろうというのがやはり難しいなという感想です。

#### 会 長

今のお話は質問されてもなかなか難しいので、感想でよかったです。もちろん最善の利益というか、これについては共通しているのだという見解も昔あったのですが、今はもう1人1人が当然違うだろうという中で、先ほど言ったように、子どものことを考えてなのだけれども、それが独りよがりだったり、あるいは強制的になったりという、そこで問題になることもあるわけです。そして今おっしゃったような場合、お子さんの状態、発達段階にもよるということですが、これはまだまだ法的とか、憲法学者や法学者や教育学者も書いてはいますが、実践するとか、実践の段階で調べたり、色々あるのでしょうか、そういうことで、その違いが体感されているかどうかという、そこで書きっぷりも違うし、ただ、法解釈においてこうだということはあると思うんですね。でも、一方では逆にそういうことが保育指針にもあるように、みなさんが現場とかで子どもと関わりながら、最善の利益というのはどういうものなのかというのをそれぞれ探し当てるといいます。そして、それをみんなで共有していくとそこで共通項があって、あるいは違っていても、この場合によっては最善の利益だったと思えるということです。あとそれはどう判断するかが問題です。第三者が判断するわけでもない、あるいはやっている自分なのか子どもなのか、子どもには分からないところがあったりするわけですから、特にこの場合は18歳までですから、中学高校生ぐらいを対象にするのはまだいいのですけれど、幼稚園とかもっと小さい保育園とか乳児だつて子どもの権利があるという中で進めていくので、その辺りの判断というのは難しいかとは思いますが、法的解釈をどういうふうに私達が受け止めていくかということはあるかと思えます。

#### 事務局

ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。

#### 委 員

お話ありがとうございました。具体的な質問になるかもしれませんが、教育を受ける権利とともに、休息・余暇・レクリエーションを求める権利も同時に保障されているのだという部分に関してです。私は中学受験、高校受験の学習塾に勤めています。今は追い込み

だということで、特に受験をする学年は日曜日や冬休みにもたくさん授業を組んでいます。下の学年でも、例えば部活が終わった後の夜の時間に中学生が来ることが多いです。ここまでやって良いのだろうか、子どもたちの時間をいろんな人が奪い合うようにして良いのだろうか時々思います。それは私のような立場だけでなく、例えば、親御さんが将来良い大学や会社に行ってもらうためにガンガン勉強するような学校に進学させた方が良いのではないかと思ったり、あるいはスポーツ指導者の方でチームが強くなるようにもっとたくさん時間を組んで練習をさせた方が良いのではないかと思ったりすることも当然あるのだと思います。そういった場面で、子どもにかかわる大人が、子どもの最善の利益を考えると、教育を受ける権利と休息の権利を天秤にかけなければいけない場面が出てくるのだと思います。そこでどのように考えていけば良いのか、先生の見解を伺えればと思います。

## 会 長

ありがとうございます。見解というほどでもないのですが、まずは教育を受ける権利があって、それはある意味積極的な権利ですね。ただ、この教育を受ける権利、少し話をしましたが、「受ける」というのは、権利でありながら受身になっています。これは、憲法第26条に教育を受ける権利とあるので変わらないのですが、今、解釈的には学習権という言い方を使っています。教育を受ける権利というのは、権利と言いながら受ける、受動的になってしまうので、そうではなく学習権という言い方。だから、今ほとんどの書店にある色々な文献やテキストには、教育を受ける権利と書いてあって、その後に学習権と書いてあります。自ら学びたいという部分で、この解釈が難しいですけれども、学びたいという中で、一生懸命学んで勉強しているという子どもたちが、逆に言うとそこで学ぶのだけれども、学ばされるとか、強制的に学ぶようなこともあるでしょう。だからそういうときに、子どもとしては、息抜きとして、この休息を求められる。ただ、今おっしゃったように、誰がどう判断するかとか、最善の利益というときに、どこをもってというのは非常に難しい。これは、ただ、子どもとの話の中で学ぶ権利もあるけれども、子どもが言うてくるということもあるかもしれないけど、一息つかせるというか、休ませる権利もある。そこは大人がいわゆる最善の利益を考えて、没頭することはいいけども、そこに入りすぎることがないようにということを使う。でも、その入りすぎるところはどこまで入りすぎているのかどうかというのは分かりにくいのですけれども、ただ、おもしろいのは、こういうものもあるということ。条約に休息・余暇・レクレーションというのはないんですよ。でも、子どもの権利条約にはそのことも入ってくるということが1つ。ただ、子どものことを考えているけれども、一方では教育を受ける権利と同時に、休むというか、リラックスする権利もあるのだということを両方記載しているというのが、特筆できるかなということです。後で入れようと思ってつけた部分で、知ってもらえたらおもしろ

いなと思ったことです。お答えになってないかもしれませんが、どう判断するかは非常に難しいかなと思います。

#### 事務局

前回もお話がありましたが、言いたいことはあってもこういう場で手を挙げるのはなかなかというご意見もあり、本日はせっかく少人数のグループに分かれていただいておりますので、その中で意見交換をしていただき、やっぱり少し気になるよねという点がありましたらもう1度田中先生に聞いていただいてもよろしいのかなと思います。先生の講義の中で、いわゆる権利を主張するのはわがままだという意見をどうすれば払拭できるのかというところをテーマにできればとおっしゃったのかなと思ったのですが、それでよろしかったでしょうか。

#### 会長

話しやすさとしては、私たちが通常権利を主張すると、わがままとか義務を果たさなければいけないのだというような見方、自分がしなくてもそういうことは結構周りに聞かれたりすることがあると思うんですね。それはどんなときかというのを具体的に伝え合おうと、あるいは自戒の念を込めて自分もこういうふうにしたことがあるというのを吐露されてもいいと思いますが、そういうふうに話ししていくと、1つ見えてくるかなと思っています。それをどういうふうに払拭していけるかというのは、多分この先、日野の子ども条例をもっと広めていく、それがゴールではないとしても、広めていくのであれば大事かなと思います。そこは一番話しやすいかなと。実際に、あるいは具体的に、こう話した中で全部見ているわけではありませんが、こんなことは行われていないというのがあれば、権利の実態としてそういうのはあまり認められてないというのが何か事例としてあれば、そういうのも取り上げていかれても、やはり現場での事例を挙げながらしていただくのがやりやすいかなと思います。

#### 事務局

ありがとうございました。そうしましたら、今、田中先生のご講義を聞いていただきまして、まだまだそんな権利権利というのはわがままなんじゃないのというような事例だとか、それから、確かにそう言われるとちょっと守っていないな、みたいな事例がありましたらぜひ出し合っていて、そういったところをどういうふうにしていけるように繋げられるかという1つの参考にさせていただければと思いますので、少し短いですが20分程度でグループの中でお話いただければと思います。事務局も入らせていた

できますので、メモなどを取らせていただいて、後で共有できればと思います。短い時間ですが、よろしくお願いいたします。

(グループ討議)

#### 事務局

話が尽きないところですが、後で事務局の方でまとめさせていただきますので、せっかくですので全部は言い切れないと思いますが各グループでトピック的なことを1つずつお話しください。

まず、私の入らせていただいたグループでちょっとおもしろかったなと思ったのが、保護者の方3名と学校の先生という構成なのですが、保護者の方から、第一義的責任は親というところに結構重みを感じられたというお話がありました。権利侵害というのは、家庭においてはどこがラインになるのだと、やはり親の責任と言われると、どーんと重く感じてしまうというご意見がありました。例えば、Nintendo Switchを買ってくれと言われて、それを買わないのは権利侵害なのかみたいな話がありました。先生からはそういう要求があるという子どもの声を親がきちんと聞いてあげれば、買う、買わないではなくて、きちんとそれを受け止めるというのが子どもの意見を受け止めたという1つの権利の受容ではないかというお話があり、なるほどとなりました。

#### 事務局

私の参加したグループで出たご意見です。子どもの権利自体が、やはりわかりにくい概念ではないかというところで、なかなかその意識に上ってこない。保育士の資格とかを持っている方だと勉強してきているかもしれないが、そうではない方も含めてよく分かりにくいところがある。子ども条例について、市内の別の会議のときに聞いたら誰も知らなかったので、一生懸命周知をしてきてくださったというお話もありました。

それから、やはり小さいお子さん、小学生中学生と大きくなっているお子さんだと、その子の年齢に応じて、その親に対しての声かけというか、そういうところも違ってくるところがあるので、その辺も考えていかななくてはならない。あと、ものさしは個人で違うというところがありますということ。愛しているとか、命の大切さというのは、これはもう当たり前伝えていかないといけないというところがある。そうは言いつつ、真の幸福の実現は難しいという意見もありました。前回もありましたが、学校でぜひ出前授業でこれをやってほしいけれど、やはり校長先生もおっしゃっていましたが、わかりやすい教

材とかが必要というところで、そこはぜひ市のどこかの課で作っていただきたいというご意見がありました。

#### 事務局

私が参加したグループには、塾の先生とかあと小さい頃のお受験の話とかそういう話が出ました。幼稚園のお受験という話になったのですが、幼稚園のお受験って子どもは自分でこの幼稚園を受けたいとかそういうふうに言って受けたのかなとか、親が仕向けたのかなという話が出ていました。子どものわがままなのか親のわがままなのか、どちらか全然分からなくなってしまったのですけども。それから、先生のお話は非常によく分かってですね、子どもの権利条約は問題解決のルールを定めたものなのだということがよく分かりましたという意見が出ました。あと、貧困の家庭にとって平等なのかな、他の子と平等なのかなということで意見が出ました。各家庭に置かれた状況によって、これから全員平等で、人権で、子どもの権利でということで、果たして同じラインで引けるのかなということで疑問になったということが意見として出ました。

#### 事務局

こちらのグループでは、普段お子さんと過ごしていらっしゃる方ですとか、保護者の方がおりました。そんな中で、親の立場としては、こうやって講義を受けると客観的に子どもに対して考えることができるのだけれども、家に戻ると自分の子どもを見てしまって、客観的に見るができないというふうに、子どもがわがままを言わないように怒ってしまったりすることがあるという意見がありました。また、幼児が外で泣いてしまったり、スーパーでこれを買って欲しいと泣いてしまったり、そういったことも1つのわがままに見えるのだけれども、それぞれの子どもの主張ではないかと。そういった主張をしっかりさせて、大人が見守ることが子どもの成長に繋がるといった意見がありました。また、子どもを育てていくためのまっとうなルートというのが狭すぎるのではないかと。今のこの日本の時代において、そういったルートが狭すぎて、自由がないと。そして親たちもそういった狭いルートに子どもを仕向けなければいけないという。そういったところで外れたときに、そこに戻そうとすると。もっともっとそのルートが広い世の中になってほしいという意見がありました。また、子どもを保護の対象としてではなくて、権利の主体とするといったことがなかなか入りづらいのではないかとということもありました。いずれにしても、こういった支援会議はずっとやっているのですが、こういった講義を聞くというのは初めてだったということで、こういう機会がすごく大事で、これをスタートにして、いろんな議論をしていきたいというご意見もありました。

**事務局**

遅い時間になってしまって申し訳ありません。本日のグループ討議につきましてはここまでで、田中先生には会長としての進行に戻っていただき、進めていただければと思います。

**会 長**

では次第4. その他ですが、何かありますでしょうか。ないようでしたら、以上で本日の議題は全て終了いたしました。最後に次回の日程の確認を事務局からお願いいたします。

**事務局**

次回、第5回会議の日程についてのご連絡です。日程ですが、1月26日（水）午後6時30分より開始とさせていただきます。会場は505会議室ではなく、1階にあります101会議室にて開催いたします。

**会 長**

では以上をもちまして、本日の会議を終了します。お疲れ様でした。